

吹田市制施行80周年記念
市民企画事業
【募集要項】



愛 発展
I がある SUiTA! 80 吹田!

《受付・お問い合わせ》

吹田市制施行80周年プロジェクト会議事務局

(吹田市 都市魅力部 シティプロモーション推進室内)

所在地：〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

TEL：06-6318-6371

FAX：06-6384-1292

吹田市制施行80周年を記念する事業の経費を支援します！

令和2年（2020年）4月1日、吹田市は市制施行80周年を迎えます。

吹田市制施行80周年プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」といいます。）では、市民団体等による主体的な記念事業への取組を支援するため、「吹田市制施行80周年記念市民企画事業」を募集します。申請の中から審査により支援する事業を決定し、補助金の交付等を行います。記念すべき年を一緒に盛り上げましょう。

なお、プロジェクト会議は、市内事業所や非営利活動法人の代表と公募委員で構成された市制施行80周年記念事業を企画、実施する団体で、次の実施方針を市と共有し、市と連携・協力して取組を進めています。

市制施行80周年記念事業の実施方針（一部抜粋）

1 趣旨

本市は、令和2年（2020年）4月1日に市制施行80周年を迎えます。

本市は、これまで高度経済成長期における急成長などを経ながら、先人の英知や努力のもと発展を続け、そして今、更なる飛躍を遂げようとしています。

市制施行80周年を100周年も見据えた大きな節目と捉え、市民のまちへの愛着や誇りを一層高めるための取組を行い、それを未来に引き継ぎます。

2 基本方針

(1) 健康医療のまちづくりや中核市移行に向けた取組との連携を図り、市政の更なる成熟を市民に実感していただける取組を実施します。また、大阪万博50周年、吹田まつり開催50回等と連携した事業を展開します。

(2) 本市の強みを伸ばす取組や、多様な連携による新たな魅力の創造、市民から魅力が広がる仕掛けづくりを行い、シティプロモーションの取組をより一層推進します。

1 支援内容

- (1) 補助金の交付
- (2) 吹田市制施行 80 周年記念キャッチフレーズ、ロゴマークの使用
- (3) 吹田市制施行 80 周年記念キャッチフレーズ、ロゴマークの入ったのぼり等、イベント用品の貸与
- (4) 吹田市制施行 80 周年記念事業として、各種媒体での広報

2 対象団体

次の(1)～(4)の項目全てを満たす団体とします。

- (1) 本事業の目的に賛同する任意団体、法人、市民団体等の団体であること(ただし、政治団体、宗教団体は除く)
 - (2) 吹田市内を主な活動拠点としていること
 - (3) 構成員が3人以上で、そのうち3人以上が吹田市内に在住、在勤、在学していること
 - (4) 組織の運営に関する規則(規約、会則等)を有していること
- ※既存の団体のほか、新たに組織する団体も対象とします。

3 対象事業

(1) 次のア～キの項目全てを満たす事業とします。

- ア 市制施行 80 周年の盛り上げを図ることを目的として実施するものであること
- イ 市制施行 80 周年という節目にふさわしく、本市の魅力増進や更なる将来の発展へつながるものであること
- ウ 提案者自らが企画し、実施するものであること
- エ 原則、市内で実施し、市民相互のふれあいを深め、連帯感を増進するものであること
- オ 令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの間に実施するものであること
(ただし、令和 2 年 4 月中に事業が完了するものを想定していません)
- カ 既存事業の場合、市制施行 80 周年を記念して拡充又は追加等した部分が明確に区分できるものであること
- キ 計画から実施まで責任を持って遂行できるものであること

(2) 次のいずれかに該当する事業は、対象となりません。

- ア 政治団体もしくは宗教団体の活動、又は政治的もしくは宗教的活動と認められる事業
- イ 営利を目的とする事業
- ウ 公序良俗に反する等、適当でないと思われる事業
- エ 他の補助制度により補助金を受けている事業
- オ その他、プロジェクト会議が不適當と認めた事業

4 補助対象経費

(1) 対象となる経費

事業の実施に直接必要となる次の経費とします。

| 経費の種類 | 主なもの |
|----------|--------------------------------|
| 報償費 | 講師、出演者等への謝礼等、団体の構成員以外の者に支払う経費 |
| 旅費 | 講師、出演者等（団体の構成員を除く）の交通費及び宿泊費 |
| 消耗品費 | 文具、その他消耗品等（1個当たり3万円未満のものに限る） |
| 印刷製本費 | ちらし、ポスター等の印刷代、コピー代 |
| 通信運搬費 | 文書の郵送料、配送料等 |
| 保険料 | イベント保険料、傷害保険料等 |
| 委託料 | 専門知識・技術を要する業務等、事業の一部を外部に委託した費用 |
| 使用料及び賃借料 | 会場借上げ料、各種機材レンタル料等 |
| 諸経費 | その他、プロジェクト会議が当該事業実施に不可欠と認めた経費 |

※この表に掲げる経費であっても、社会通念上補助することが適當と認められないものについては、補助対象経費としません。

※補助対象経費となる委託料は、その総額において補助対象経費の総額の2分の1未満であるものです。

(2) 対象とならない経費

| |
|-----------------------------------|
| 団体の管理運営維持に関する経費（人件費、事務所賃借料、光熱水費等） |
| 備品購入費 |
| 食事代や茶菓子代、飲み物代等の食糧費 |
| その他、プロジェクト会議が不適當と認めた経費 |

5 補助金額

(1) 補助金総額

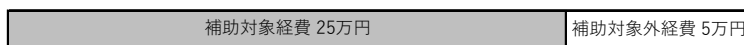
総額 240 万円の範囲内とします。(予定)

(2) 1 事業当たりの補助金額

補助対象経費の4分の3以内で、20万円(既存事業の場合は10万円)を限度とします。ただし、事業の経費から事業の実施に伴う収入を差し引いた額の範囲内とします。(千円未満は切り捨てます。)

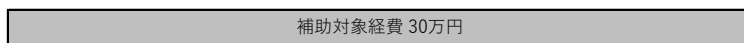
【例】

① 新規事業、総事業費30万円、補助対象経費25万円



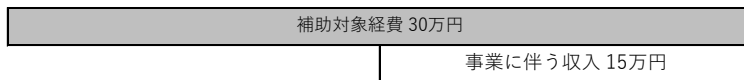
補助対象経費25万円 × 3 / 4 = 18万7千5百円 ⇒ 交付額は最大18万7千円

② 新規事業、総事業費30万円、補助対象経費30万円



補助対象経費30万円 × 3 / 4 = 22万5千円 ⇒ 補助金額の上限を超えるため、交付額は最大20万円

③ 新規事業、総事業費30万円、補助対象経費30万円、事業の実施に伴う収入15万円



補助対象経費30万円 × 3 / 4 = 22万5千円 ⇒ 補助金額の上限を超えるため限度額は20万円ですが、総事業費から収入を引いた金額の範囲内であるため、交付額は最大15万円。

(3) 補助金額の調整

支援する事業が多数となった場合、補助額を減額する等の調整をする場合があります。

6 申請書類

(1) 吹田市制施行 80 周年記念市民企画事業認定申請書 (様式第 1 号)

(2) 事業実施計画書 (様式第 2 号)

(3) 収支予算書 (様式第 3 号)

(4) 団体概要書 (様式第 4 号)

(5) 会員名簿 (様式第 5 号)

(6) 定款、規約、会則又はこれに準じるもの

※ (1) ~ (5) は市のホームページからダウンロードできます。(6) は特に決まった様式は

ありません。

※申請は1団体につき1事業に限ります。(複数申請不可)

7 申請書類の提出

(1) 期間

令和2年(2020年)1月6日(月)～令和2年(2020年)2月3日(月)

(土・日曜日、祝日は除く。)

(2) 提出先

吹田市制施行80周年プロジェクト会議事務局

(吹田市シティプロモーション推進室内)

(3) 提出方法

シティプロモーション推進室の窓口(吹田市泉町1丁目3番40号 市役所本庁低層棟3階315番窓口)までお持ちください。

8 審査方法

申請書類の内容をもとに総合的に審査します。

※必要に応じてプレゼンテーションを求めることがあります。

(1) 審査

プロジェクト会議の委員6名で審査します。

※審査を行う委員が申請団体の構成員になっている場合は、審査の公平性を期すため、当該団体の審査から外れるものとします。

(2) 審査基準と評価点

ア 審査項目

| | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 目的の適合性 | 市民主体で、かつ市制施行80周年の節目にふさわしく、盛り上がる事業であるか。 |
| 2 | 手法の妥当性 | 事業の目的に合った事業手法であるか。 |
| 3 | 吹田らしさ | 吹田市の特性に合致する取組、又は特性を生かした取組であるか。 |
| 4 | シティプロモーションへの貢献 | 吹田市への誇りや愛着の醸成につながるものであるか。 |

| | | |
|---|----------|---|
| 5 | 効果性・波及性 | 事業の成果を多くの市民と共有できるか。あるいは効果が持続したり、新たな取組等のきっかけになるものであるか。 |
| 6 | 交流性 | 市民相互のふれあいを深め、つながりを強めるものであるか。 |
| 7 | 実現性 | 無理のない計画、方法、スケジュール等で、実際に実施が可能であるか。 |
| 8 | 予算計画の妥当性 | 具体的で、事業の内容・規模に合った予算になっているか。 |

イ 評価点

| 区 分 | 評価点 |
|-----------------------|-----|
| 高く評価できる | 5点 |
| 「高く評価できる」と「普通」の間の評価 | 4点 |
| 普通 | 3点 |
| 「普通」と「あまり評価できない」の間の評価 | 2点 |
| あまり評価できない | 1点 |

(3) 審査手順

- ア 各事業に対して審査項目ごとに評価点を付け、評価点の合計を求めます。(40点満点)
- イ 評価点が高い順に認定事業を決定します。
- ウ 審査点数の平均点が20点に満たない事業は認定しないこととします。

9 審査結果の通知

審査結果については、認定する、しないに関わらず、令和2年3月中旬頃に「吹田市制施行80周年記念市民企画事業認定申請審査結果通知書」により各団体へ通知します。通知書には、補助金交付予定額を記載します。

※審査結果通知は、あくまでも事業の認定をするものです。正式な補助金交付決定については、新年度予算成立後の4月以降となります。

10 補助金交付の流れ

令和2年4月の初めに次の手順に沿って手続きを行っていただく予定です。認定した事業の団体には別途、補助金交付申請方法に関する案内をお送りします。

(1) 補助金交付申請書の提出

事業認定の通知を受けた団体は、所定の期日までに、「吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付申請書（様式第7号）」を提出してください。申請書には、「事業実施計画書（様式第2号）」「収支予算書（様式第3号）」「会員名簿（様式第5号）」を添付してください。

（2）交付決定

交付申請書の内容を審査して、その内容が認定申請の際と変わらない（軽微な変更を除く）限りにおいて、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、「吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付決定通知書（様式第8号）」により通知します。なお、交付決定額が交付予定額（認定申請審査結果通知書に記載）を上回ることはありません。

（3）請求書の提出

補助金交付決定通知書の受領後、所定の期日までに「吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付請求書（様式第9号）」を提出してください。請求書を確認した後、補助金の支払いを行います。

11 実績報告と補助金の確定・精算

（1）実績報告

補助を受けた団体は、原則として事業終了後30日以内、遅くとも令和3年3月12日（金）までに、「吹田市制施行80周年記念市民企画事業実績報告書（様式第12号）」を吹田市制施行80周年プロジェクト会議事務局へ提出してください。実績報告書には、「事業実施報告書（様式第13号）」、「収支決算書（様式第14号）」、及び事業の実施状況がわかる資料（写真等）を添付してください。収支決算書には領収書（要押印）の添付が必要です。

（2）確定通知及び精算

実績報告書の内容を審査して、補助金交付額を確定します。このとき、既に交付を受けた金額が確定金額を超える場合は、その超過分を返還していただきます。

なお、計画よりも多くの経費支出金額があった場合でも、受給できる補助金の額の上限は、交付決定通知に記載のある補助金の額となります。

12 注意事項

（1）補助を受けた団体は、決定を受けた事業計画に基づいて事業を実施していただきます。事

業が計画のとおり実施できるか事前に検討を重ね、大幅な変更が生じないようにしてください。

- (2) 事業を途中で止めたときや大幅に変更して実施したときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- (3) 事業実施に当たり、「吹田市制施行 80 周年記念市民企画事業」であることを広報物（ポスター、ちらし等の印刷物やホームページ等）に明記し、吹田市制施行 80 周年記念ロゴマークを掲載してください。
- (4) 補助金の事務手続は、吹田市制施行 80 周年記念市民企画事業補助金交付要綱によります。（同要綱は市のホームページで御覧になれます。）
- (5) 補助対象経費に係る帳簿は、事業終了後 10 年間保管してください。
- (6) 市民の皆さんに市民企画事業を知っていただくために、広報紙「市報すいた」やホームページ等に認定された団体名、事業名、支援額等の一覧を掲載することがあります。

13 主催

吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議

14 お問い合わせ

吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議事務局（吹田市シティプロモーション推進室内）

電話：06-6318-6371（直通）

FAX：06-6384-1292

メール：city-pro@city.suita.osaka.jp

※申請者の個人情報（郵便番号、住所、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス等）につきましては、相談や審査等に関する連絡のために使用させていただきます。お預かりした個人情報については、「吹田市個人情報保護条例」等に基づき適正に管理いたします。